

公共サービス改革小委員会  
公物管理分科会  
第4回議事録

官民競争入札等管理委員会事務局

公共サービス小委員会  
第4回公物管理分科会  
議事次第

日 時：平成19年6月25日（月）16:10～18:05

場 所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

1 開 会

2 各省ヒアリング

・ 環境省

3 その他

< 出席者 >

（委員）

増田主査、逢見副主査、高崎専門委員、小澤専門委員

（環境省）

渡邊自然環境計画課長、神田国立公園課長、中村課長補佐、吉田課長補佐、  
則久課長補佐、秋吉国民公園専門官

（事務局）

中藤室長、野島参事官

増田主査 それでは、定刻となりましたので、第4回「公物管理分科会」を始めたいと思います。

本日は、橋本専門委員が所用により欠席をしております。今回は、国民公園関係業務と、国立公園関係施設の維持管理業務について環境省さんの方からヒアリングを行いたいと思います。

初めに、国民公園関係業務に関するヒアリングを行いますが、本日は、環境省自然環境局総務課長にお越しいただく予定でございましたけれども、本日付で異動されましたので、代わって御出席いただきました、自然環境計画課の渡邊課長から御説明をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

なお、時間も限られておりますので、説明の方は15分程度ということをお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

渡邊課長 環境省の自然環境計画課長の渡邊でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。お手元の「国民公園等の維持管理業務」という資料に沿いまして、初めに説明をしたいと思います。

表紙をめくっていただいて、1ページのところから、国民公園あるいは千鳥ヶ淵戦没者墓苑の沿革なり概要について少し説明をしたいと思います。

まず「(1)国民公園」。皇居外苑と新宿御苑と京都御苑、3つございます。いずれも、旧皇室の苑地というものでございました。皇居外苑は皇居の前庭という位置づけでありましたし、京都御苑は御所を包む外苑という位置づけでございました。新宿御苑は、戦前は一般に公開されていなかったわけですがけれども、明治の中期以降、皇室が主催する桜を見る会なり菊を見る会、そういったときに限って、一般の招待者が鑑賞を許された場所というところでもございました。

こういった、いずれも皇室の苑地だったところを昭和22年に閣議決定がなされて、それに基づいて国民公園として国の直轄管理の下に国民に広く開放されるという経緯でございました。

皇居外苑の一部になっています北の丸公園ですが、これは終戦まで近衛師団司令部などが置かれておりました場所です。そこについて、昭和38年の閣議決定で、森林公園として整備をするということが決まり、44年から皇居外苑の一部として開放されております。

北の丸公園については、昭和41年の閣議了解で、科学技術館、日本武道館、国立公文書館、近代美術館、それ以外の建築物の設置は認めないという取り扱いになっております。

それから、「(2)千鳥ヶ淵戦没者墓苑」でございます。戦前は、賀陽宮邸として使用されていて、戦後、宮内庁の所管になりました。昭和28年の閣議決定で遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を国で建立する「無名戦没者の墓」というのに納めて、それを国の責任において維持管理するという方針が決まり、昭和31年には、現在の三番町という場所を敷地として決定をして、昭和34年から公園としての性格を有する墓苑ということで、こちらも一般に開放されてございます。

「2 それぞれの国民公園等の概要について」です。「皇居外苑」でございますが、その中に重要な文化財あるいは歴史的な遺構というのを含んでいます。皇居の隣りという環境もあって、日本を代表する象徴的な公園という位置づけであります。面積 95ha ほどで、クロマツの点在する芝生地と砂利の広場。それにお濠ですとか、お城の門といった歴史的建造物が合わさって特徴づけられた公園ということになります。

皇室の関係の行事ということで、正月の新年祝賀の儀でありますとか、天皇誕生日の宮中参賀行事、そういったものが行われています。昭和 27 年に皇居前の広場で血のメーデー事件というのがあったことを受けて、集会や催し物に対しての規制が続けられています。

次の 2 ページは「イ 北の丸公園」であります。約 20ha 弱の広さで、皇居の森と連続性を考慮した森林公園として整備されています。森林公園としての利用に加えて、日本武道館とか科学技術館、そういった施設の利用者による付随的な利用もなされている場所です。

この日本武道館の中では、全国戦没者追悼式あるいは元首クラスの国葬・準国葬といったものが行われておりまして、そういう際には、苑内全体の規制なり皇居外苑の側での駐車場の確保といったさまざまな協力が行われています。

3 ページ「 京都御苑」でございます。幕末までは、御所を囲む形で、宮家や公家屋敷が集中する場所でございます。明治に入ってこれらの屋敷の大半が撤去して、その跡地を皇室の苑地という形で整備がされてきた場所です。面積が、約 63ha ということで、御所や迎賓館などの施設を除いたところが京都御苑として管理をされています。その中に、公家屋敷などの歴史的な遺構も多数保存されていて、由緒ある景観を有する庭園という位置づけになってございます。

行幸啓の機会でありますとか、国賓が迎賓館に来館される際、そういったときに、苑内の規制、警備の徹底というのが図られています。京都御所の春、秋の一般公開の際ですとか、葵祭や時代祭のときには、行列が京都御苑から出発をするという関係になりますけれども、非常に利用者が集中する、それに対応した苑内管理の徹底というのを図ってございます。

3 ページの後半が「 新宿御苑」です。明治 39 年に完成をした皇室の庭園ということで、昭和 24 年から一般に公開をされています。イギリス風景式の庭園とフランス式整形庭園と日本庭園というものが組み合わさって日本を代表する庭園ということで、60ha 弱の面積を持っています。1,500 本の桜のほかにも、多数の花木の整備が行われているということで、毎年 4 月には総理主催の桜を見る会がありますし、11 月には環境大臣主催の菊を観る会ということで、内外の要人の方にもおいでいただいています。

この菊を観る会の菊なんですけれども、これは明治以来、皇室由来の伝統の菊であります。苑内の菊の栽培温室で、その栽培技術が伝承をされて栽培が続けられているというものであります。皇族ですとか国賓が来苑する機会が多いんですけれども、その際には、各省や地元の警察とも連携を図って、管理に努めているということでもあります。昭和天皇の大喪の礼のときには 2 か月ほど、苑を閉鎖して対応したということもありません。

新宿御苑は温室を持っています。温室を使って、絶滅危惧植物の関係の取り組みということで、生育域外保全あるいは保護増殖事業というものを行っておりまして、国際的にも御苑の役割というものが位置づけられているというものです。

4 ページ「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」であります。戦没者の遺骨で、遺族に引き渡すことのできないものが1.6 haほどの樹林を中心とした苑地内に安置をされているということで、厚労省主催の拝礼式なり、墓苑の奉仕会の主催する慰霊祭、こういった際に、皇室の御臨席あるいは内閣総理大臣等の来賓の出席がなされているという場所でございます。

5 ページから、管理の体制でございます。昭和46年に環境庁が発足をした際に、厚生省から環境庁に所管が移管されました。当時の定員が合わせて約105人でありましたけれども、その後、定員削減ということで、現在は、合わせて46人。これは環境省自然環境局の下に置かれた組織という位置づけになっています。

「4 国民公園の管理業務の実施体制について」のところで、これらの国民公園の管理の体制の役割分担ということで「(1)国自らが実施しているもの」「(2)(財)国民公園協会に委託して実施しているもの」「(3)外部委託しているもの」。この3つの組み合わせで、管理業務を進めています。

国自らが実施している部分としては、ここにありますが、施設の維持管理、国財法に基づく使用許可、環境省令の管理規則に基づく許可や指導、苑内の巡視、利用者指導業務、広報案内といったところであり、新宿御苑では、加えて温室の管理や希少種の保護増殖、菊の栽培管理というものがありますし、皇居外苑ではお濠の水質や生態系の保全。京都御苑では、苑内の希少の動植物を含む生態系の保全といった業務があります。

「(2)(財)国民公園協会に委託して実施しているもの」ですけれども、こういった国が直接行っているものの一部を補助する形で、国の職員の指導、指示を受けながら管理業務を行っているというものでございます。

「(3)外部委託しているもの」ということで「危険木伐採」「高所枝打ち」「外来魚駆除(皇居)」というものが挙げられています。一定期間の特別な業務ということで、外部委託をして実施をしています。

2つ目のタイプの国民公園協会に委託して実施しているということを申し上げました。その国民公園協会の経緯、概要でございます。「(4)(財)国民公園協会について」というところに載せています。

国民公園協会なんですけれども、国民公園の発足とともに生まれておりまして、国民公園の保存、管理、利用の促進。そういった国の業務に協力をするというので、3苑それぞれに発足をしています。皇居は昭和26年、京都御苑は昭和30年、新宿御苑は昭和24年ということで、それぞれに発足をして、管理業務に協力が行われてきました。

昭和57年に3つの協会が統合され、(財)国民公園保存協会となりまして、平成16年には、名称を(財)国民公園協会と変更しています。そういうことで、開苑当初から、この協会が3苑の維持管理について管理業務の一部を環境省に協力しながら実施してきまし

た。管理事務所の職員は、年々減ってきていますが、その維持管理業務を環境省からの委託を受けて実施をしてきたという経緯でございます。

そういうことで、この協会が歴史的な経緯あるいは剪定も含めた庭園管理の技術なり、菊の栽培展示に関する技術、そういったものを持っていて、それぞれの国民公園の特性を十分習得した上で、従来、随意契約によって管理委託業務を受けてきたということでありました。

19年度であります、昨年の随意契約の見直しということを受けまして、この3つの苑の管理業務と新宿御苑の菊の栽培・展示業務について企画競争という形をとりました。新宿御苑の管理業務については、4社からの企画提案がありました。企画審査委員会で審査をした結果、(財)国民公園協会が選定をされたということになっています。

それ以外の企画競争に付した案件については、他の社から企画書の提案がなかったということで、審査の上、(財)国民公園協会を選定して委託をしているという状況です。

「5 国民公園への市場化テストの導入について」考え方を載せています。今まで述べてきましたように、国民公園が、旧皇室の財産が解放されてできた公園であるという経緯があったということ、文化的な価値を持っている歴史的な遺構が非常に多数含まれているという点。政府主催の国家的行事あるいは国賓への対応、皇室関係の行事にも使われるという特別な利用がされているという点。そして、皇居外苑、京都御苑については、物理的にも皇室の施設と隣接をしている位置関係にあるという点。

そういうことから、皇室との円滑な関係の維持をしていく、関連する行事を円滑に実施していくために、国が直接、管理事務所を設けて管理をしていくことが必要だと考えておりますし、日常の庭園管理についても、安全を最重視した厳格な管理あるいは伝統なり、由緒を重んじた質の高い管理を行っていく必要があるということで、民間の創意工夫の活用を否定するものではありませんけれども、競争入札により、受託者の選定を行うにはなじみにくい状況にあると考えているということでございます。

7ページ、8ページは、その管理の役割分担を図として整理したものです。

9ページには、それぞれの苑の維持管理の経費、定員の推移、利用者数の状況、昭和22年の閣議決定を初めとして、国民公園の関係で今までなされてきた決定事項なり答申といったものを資料としておつけしてございます。

私の方からの説明は以上でございます。どうぞよろしくおねがいいたします。

増田主査 御苦勞様でした。それでは、御質問、御意見のある委員の方は、どうぞ御自由に御発言をお願いします。

逢見副主査 8ページのところに、業務を線で分けして、「管理事務所の業務」それから、「(財)国民公園協会の業務」これは言わば民間委託している分野。更に、「民間業者に発注」している部分があって、割と業務の切り出しという視点で言うと、もう既にこういうことはできているのではないかと思います。

そうすると、なぜ、その「市場化テスト」の導入ができないのかということで、6ペー

ジを見ると、1つは「政府の国家的行事」とか「皇室」との関わりがあるということと「安全」とか「厳格な管理」ということが理由になっているんですけども、だからといって「市場化テスト」を導入できないという理由にはならないのではないかという感じはするんですけども、なぜ「市場化テスト」の導入ができないと考えるのか、もう少し説明をしてください。

増田主査 どうぞ。

渡邊課長 今、6ページの中ほどのところで説明いたしましたように、管理業務について、従来随意契約で行ってまいりましたけれども、今年、19年度から企画競争ということで行っています。非常に厳格で安全性を重視した関係あるいは伝統を重んじて質の高い管理を維持していかなければいけないということで、そういった維持ができるようにということで企画競争による方式で委託先を選定するという形をとりました。今年から、そういう形を導入をしたという状況であります。

「市場化テスト」に移行するということになると、競争入札、いわゆる総合評価方式による入札ということが必須になってくると思うわけですけども、総合評価方式、つまり、価格の要素も含めた総合的な比較をして入札をしていくという方式を採用することで、この厳格な安全性を重視した管理なり伝統を重んじた質の高い管理ということが維持していけるかどうか、その辺について、今後慎重に考えていく必要があるのではないかと考えているところです。

逢見副主査 今まで随契でやっていて、いろいろ言われて今年から企画競争にした。質の高いというものが必要だと、その要件を、客観的なものをちゃんと定めていけばいいわけですね。それで、その実施要綱にしていけばいいわけであって、そもそも今まで、随契で、言わば丸投げに近い形でやっていたものを、だから、仕様がちゃんと明確になれば、コストが安ければ落札できるというものではないようにすれば、総合評価方式で可能なのではないかと思います。

増田主査 どうぞ。

吉田課長補佐 よろしいでしょうか。総務課で担当しております吉田と言いますが、総合評価方式ということがございますけれども、今、渡邊課長からもお話ししましたとおり、国民公園自体が、なかなか安全とか政府の重要ないろいろな行事等に使われているということもありますし、昨年の随意契約の見直しの際の緊急点検というのはあったんですが、この際も、ほかの事業につきましては、競争入札をするようにというのは、基本的な方向としてあったんですが、この業務につきましては、平成19年度以降、現行の随意契約を改めて企画競争への移行を検討しなさいということで、それに基づいて19年度は企画競争に移行したということがございます。

そこは、やはり競争入札であると、やはりこういった業務でございますので、なかなか難しい点があるということで、当時の財政当局等も理解していただけたというふうに思っているわけです。

逢見副主査 企画競争にしたときに4社入ったわけでしょう。ですから、決して民間ができないというものではないのではないですかね。

高崎専門委員 今のに絡めて、4社が提案されたわけですが、その発注のスペックはどこで書かれるんですか。46人の事務所の方でつくられるわけですか。その4社から出てきた提案を審査するのは、どこでやられたんですか、あるいはどういう組織でやられたんでしょうか。

吉田課長補佐 内部で企画審査会を設けまして審査を行っております。ですから、環境省の場合ですと、大体自然環境局の総務課長が座長で、あと、新宿御苑なら新宿御苑の所長以下でメンバーを構成して審査会を開いております。企画提案会を開いて、その後に審査会を開いています。

高崎専門委員 基本的には内部の方でやられたということですね。

吉田課長補佐 そうです。

増田主査 私も具体的にどういうスペックが要求されるのかということを決めていけば、御心配の点というのは、特に生じないような気がするんですけども、現実、それを見て民間の方から今年度の業務については応募もあったんでしょうけれども、民間の方でも、それについてやる意思もあり、あと具体的な契約について、通常の委託ではなくて、今回の法律に基づいて、いろいろな守秘義務とか、必要な規定などを適用させて、それを担保していけば、特に支障が生じるとも余り思えないんですけども、そのところはどうかでしょうかね。

仕事としては、皇室関係の行事とか、いろいろあるんでしょうが、だからこそ、それに応じた仕様とか要求水準というのを決めていって、それで全体として確実な仕事というのを担保していくというのが、多分取るべき対応なんではないかと思うんですけども。

小澤専門委員 ちょっと、追加をしてよろしいですか。

増田主査 どうぞ。

小澤専門委員 それだけ特殊な公園を管理される役目を実質的には、この財団法人国民公園協会の方で、ある部分、受け持っておられるということを、これまでずっとやられてこられたということなんですが、財団法人国民公園協会というところのお仕事、役割をちょっと教えていただきたいんですが、大体ここには職員というんでしょうか、実際に仕事をされる方が、どれぐらい、どんな体制でおられて、公園の管理業務を実際には環境省から財団に発注されているわけですが、財団から外に更に民間に委託するということは、まずそれはないという理解でよろしいのかどうかということを教えていただきたいんですが。

増田主査 どうぞ。

吉田課長補佐 財団法人の国民公園協会といいますのは、先ほど渡邊課長から御説明しましたとおり、戦後、皇居、京都、新宿と三苑別々にできた協会をまとめたものでございますが、その団体としては、全体で職員が150名程度おります。



それから、この中には、管理委託について環境省から発注している業務の関係に関わっている方が60名程度でございます。

この60名の他に、新宿御苑が新宿区さんのシルバー人材センターというところがあります。そこから高齢者の方においでいただいて、清掃業務とか、ある程度巡視業務等をやっている部分がございます。ですから、外注ということであれば、その部分は外注ということになるかなと思います。

小澤専門委員 そうすると、昨年度、一昨年度ぐらいの例でいいと思うんですが、財団法人に委託されている規模というのが、どれぐらいで、外に出されている規模がどれぐらいと理解すればいいんですか。概略で結構です。

吉田課長補佐 維持管理で環境省の方からの委託事業として出している金額が二億数千万円だったと思います。それで、やっていただいている業務というのが、先ほどの国民公園協会の管理業務ということになります。

そのうち、シルバー人材センターに出している金額というのが、今、直ちにわからないんですが。

小澤専門委員 目安として1割ぐらいという理解でいいのか、半分ぐらいという理解なのか。

吉田課長補佐 半分もいけません。そういう意味でいいますと、新宿御苑の業務の大体2割5分から3割弱といった程度でございます。

小澤専門委員 その60名の方は、それぞれの公園の維持管理業務にかかり切りということで、新宿御苑については、費用の残りの6割あるいは7割で、その人たちは働いておられるという理解でよろしいんですか。

吉田課長補佐 新宿御苑については、そういうことになります。

小澤専門委員 150名のうち、残りの90名の方は、どんなお仕事をされているんでしょうか。

吉田課長補佐 国民公園協会では、売店とか、利用者サービスの一環ということですが、あと食堂とか、そういったことをやっております。

それから、駐車場の管理といったこともやっておりますので、そういったことに関わっております。

小澤専門委員 今、おっしゃったような業務は、管理事務所の業務の中に含まれているんでしょうか。その外なんですか。

吉田課長補佐 本来、利用者サービスの業務につきましては、食堂とか、売店というものについては、私どもの業務とは思っておりません。

駐車場といいますか、この業務につきましては、環境省の業務だと思っております。

小澤専門委員 駐車場はどの辺で読むんですかね。例えば8ページに書かれている業務の整理の中で、これを拝見したときは、そこまではわからなかったんですけどもね。

吉田課長補佐 施設の維持管理業務ということになるかと思うんですが。

小澤専門委員 駐車場については、利用者から利用料を取って、それが財団の仕事になっているという理解でいいですか。

吉田課長補佐 これは、環境省と協会で、業務委託契約というのを結んでおりまして、この中で協力金という形で利用者の方から料金をいただいております。この料金につきましては、駐車場の管理業務と、それぞれの公園でそのほかの近隣の清掃活動とか、そういった業務を実施してもらおうというために、協会の方が、そのお金については一応管理して、ただし、国の方にしっかりと報告をさせる、予算についても了解を得て実施するというような形でこれまで来ております。

小澤専門委員 その業務は、先ほどの公園の維持管理の業務とは別の契約だという理解でよろしいですか。

吉田課長補佐 これは、そうです。契約自体別でございます。

小澤専門委員 そちらもこれまでは随意契約でやっていたのを、昨年度は企画競争でやってみたということですか。

吉田課長補佐 実は、これは国のお金が一切出ておりませんので、そういう意味では、特に従来と同じ、随意契約と言えば、随意契約ということになると思います。

小澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

増田主査 どうぞ。

高崎専門委員 先ほどのことと絡むかもしれませんが、施設の特異性とか、例えば要人のいろいろな公式行事をやるとか、天皇家に近いとか、いろいろなことはよくわかりました。説明ではよくわかりにくかったんですけども、国民公園のスコープ・オブ・ワークというんでしょうか、要するに業務の体系というか、内容とその体系、管理業務もあるでしょうし、技術的な業務もあるでしょうし、こういうものはつくっておられるんですか。その中で、これは民間に出せる、あるいはこれは国民協会でないといけないとか、あるいはこれは役所の方で直轄でやるんだとか、そういう仕分けをうまくできていれば、我々にとっても非常にわかりやすいと思ったんです。その辺ができていますかどうかということ。

それから、実質的に 160 人の人間が 4 つの公園を管理しておられて、ここには管理はやっておられるんでしょうけれども、公園の維持管理に関する技術的なものは、ここでは伝承しておられるんでしょうか。あるいは協会が代行して一式を受けて今までやってきたので、今後もそういう形になるのかということをお聞きしたいんですけども。

増田主査 今の点について、お願いします。

吉田課長補佐 区分についてでございますけれども、これはある意味できているし、できていないという感じかと思うんです。

各事務所ごとに、かなり業務に幅がありますし、異なるものがありますので、ものによっては、やはり先ほどの外注という形でないといけないものというのはありますので、逆にそこは結構明確にできるのかなと思います。

それ以外の部分につきましては、基本的には国民公園協会がやっている業務というのは、先ほど課長からの話にもありましたとおり、国の職員が減っているとか、そういった事情もございますので、そういったところで、補助業務というか、重なる部分がかかりございますので、そこは業務の内容によって、かなり事務所ごとに、これは協会、これは国といったような棲み分けをして実施している。それに基づいて、19年度は企画競争のための仕様書とか、そういったものもつくってきたということでございます。

それから、維持管理についての伝承ということなんですが、これについては、例えば先ほど課長からもお話がありました、新宿御苑の菊ですね。これの業務なんかですと、組織図が載っておりますが、5ページのところに組織図がございまして、新宿御苑の管理事務所というのは、職員が20人いるんですが、菊科というのがございます。ここに今、職員がおりますので、こことそれから協会の方の職員とで協力をして菊の栽培から展示会とか、菊を見る会等を実施するというのをやっております。

それから、京都ですと、私ども庭園科というのがございますが、ここは事務所自体は技術があるということではないんですが、やはり松の剪定の方法に特色がございまして、そういった形の剪定方法というのを実施しているというのがございます。

あと、伝承技術ということではないかもしれないんですが、特別な要因といたしましては、新宿御苑の温室というのがございますが、ここで私ども環境省が、今、一生懸命取り組んでおりますが、希少植物種の保護・増殖ということを実際に新宿御苑の温室でやっております。

これは、例えば小笠原にある貴少植物を持ってきて、新宿御苑で増殖をして増えれば、元に戻してあげるとか、そういったような事業を新宿御苑でもやっております。そのようなことでございます。

逢見副主査 関連して、今の5ページの上のところ、昭和58年5月の新行革大綱で、造園手とか巡視といった職員については、退職後は補充しない。

そうすると、今後も庭園科とか、こういうところにいる人たちは、どんどん減っていくということ。いずれにしても、そこは管理事務所本体ではできなくなるわけですね。

吉田課長補佐 お答えします。実は、ここで58年5月の新行革大綱でうたわれたのは、いわゆる行政職の(二)という巡視さんといった、ある意味技術職というか、そういった方々については補充しないということになっております。後補充がないということですので、定年になった後は、定員がその分1つ減るということになっております。

渡邊課長 9ページの2番に括弧書きで書いてあるのが、今の行(二)の定員数になります。

吉田課長補佐 この表をごらんいただくとわかりますが、環境庁ができた昭和46年以降、専ら減っているのは、行(二)の職員ということが言えます。ですから、これらの方々が辞められると、この分は定員としては減るということになります。

逢見副主査 では、これから後また12人定員は減っていくということですね。

吉田課長補佐 はい。

逢見副主査 そうなると、8ページにある管理事務所業務とっている中から、更に下方に移さなければいけない業務が出てくるということなんですか。

吉田課長補佐 可能性はあると思います。それで、行(二)の方がやられている業務です。そういう意味では、ある程度定型的・定量的な業務なのかなとは思っております。

逢見副主査 そうだとすれば、やはりちゃんと仕様なり要求水準というのはできるんじゃないですかね。

吉田課長補佐 そこにつきましては、渡邊課長からもお答えしましたとおり、なかなか国民公園というものが設置された経緯とかがございますので、皇室との円滑な関係を保っていきながら安全性も確保し、維持管理していくというふうに私どもは思っております。そこが大切だというふうに思っております。競争入札という仕組みにどういうふうになじむのなかということについては、慎重に検討が必要だというふうに思っているわけがございます。

増田主査 皇室との関係というもの、それから競争入札になじむかどうかという漠としたもの、それでなじむか、なじまないかと議論すると、多分発展性がないというか、要は仕事の中身を正確に分けて、業務の内容を分けて、それでやはり議論していかないと、多分だめなんだと思うんです。例えばどういう部分が特殊性があるのかとか、それは一体条件が担保されれば民間が入れるのかとか、そういう形で議論していかないと難しいので、一般的に皇室が関係するからというのは説得性が、少なくともこれから国民に対しては説得性は多分持ち得ないんじゃないかなと思うんです。

今、大事なものは、幾つかあるわけですが、少なくとも新宿御苑については、企画競争で民間の参入意欲等もあるようですし、そういうところは、多分民間の方の人たちとしては、仕事に自分たちでやれるという判断が多分あったんじゃないかと思うんですけれども、その大きさについても、いろいろ大小あるようですし、あと千鳥ヶ淵とか、幾つかあるんですが、やはりそういう新宿御苑とか、そういうところからでも仕事の内容、業務の内容をもって分けて、それで考えていくという発想が必要なんではないでしょうか。今のお話を聞いているとね、それが1つ。

あと、行(二)の方は12名ほど残っていましたね。こういう方々は、あとどのぐらいの期間、定年での退職不補充ですっきりしたわけでしょう。あとまだ大分長くおられるんですか、そうではなくて、もう大分来ているんですか。

吉田課長補佐 一番若い行(二)の職員は、まだ40才ぐらいの人間がおります。ただ、ほとんどの方は50才以上の方です。

増田主査 いずれにしても、そう長くなく、このところはゼロにぐっと近づいてくるわけですね。

吉田課長補佐 済みません、1点だけなんです。今、お話がありました千鳥ヶ淵の戦没者墓苑についてなんです。これは国民公園協会というよりは、環境省が管理委託を全

くしておりませんで、直轄で管理をしております。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑につきましては、財団法人の千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会という団体がございまして、ここはボランティアで清掃活動とか、そういったものを手伝っていただきまして、千鳥ヶ淵については、そういう状況で、国民公園協会とは全く無関係の管理をしております。

増田主査 ほかにございますか。どうぞ。

中藤事務局長 ちょっと事実関係で、150名協会で職員の方がいらっしゃって、60名が2億円相当で、更に再委託してシルバー人材センターから人を送ってもらうというわけですね。

それで、150名のそもそもの職員というのは、職員も2種類あって、いわゆる正規といえますか、フルタイム。それから何らかの形の非常勤の職員、その辺の内訳はどうなっているんですか。

吉田課長補佐 この60名という管理委託業務を実施する方の中には、シルバー人材センター、派遣で来られている方を含んでいませんが、長期のアルバイトという形で来ていただいている方は入っております。

ですから、そういう意味では、内訳は常勤の職員とそういった形で非常勤というのが60人の中に入っているということです。その他に新宿御苑でシルバー人材センターから派遣で来ていただいています。

中藤事務局長 協会全体の150人の中で、常勤、非常勤、アルバイトというのは、何か数字があるわけですか。

吉田課長補佐 協会の業務の方は直ちに確認できないですが、同じような形でやっていると思われまして。

役職員の合計で154人です。それで、管理委託業務に携わっているのが60人ですが、その中には、今、言いました臨時職員という形でアルバイトというのが含まれております。

職員の数が、ちょうど60人なものですから、偶然、委託業務に携わる人間と重なっておりますけれども。

増田主査 どうぞ。

逢見副主査 国民公園協会の役員の数と、その中の天下り、官庁OBがどのぐらいいるのか教えてください。

吉田課長補佐 役員は理事が18名です。監事が2名ということです。そのうち環境省のOBというのが6名でございます。

逢見副主査 環境省以外からも出ているんですか。

吉田課長補佐 3人いるということです。それで足して9ということです。

増田主査 役人のOBの方が9ということなんですか。

吉田課長補佐 そういうことでございます。

増田主査 あとは民間人ということになるわけですか。

吉田課長補佐 経済界の方とか、京都にもありますので、京都の民間の方に入っているだいております。

増田主査 ついでにですが、20名の役員数のうち、常勤の人は何名ぐらいですか。

吉田課長補佐 常勤役員は3人でございます。

増田主査 それは環境省の方ですか。

吉田課長補佐 環境省が2人です。

増田主査 もう一つは他省の役人の人。

吉田課長補佐 はい。

高崎専門委員 ちょっと細かい話になりますけれども、この財団の基本出資者というのは、どういう方が出しておられるんですか。大分古い話になると思いますがね。

吉田課長補佐 基本的には、民間からの寄附等で当初は基本財産をつくったと聞いております。

高崎専門委員 広く薄く集めたような格好ですか、それとも。

吉田課長補佐 ちょっと古くて直にはわからないんですが、済みません。

逢見副主査 これは、国との契約で使う費目は決められているみたいですがけれども、金額も一括で2億ちょっとということで、積み上げで予算をつくって要求するとか、そういうことではなくて一括ですか。

吉田課長補佐 私どもの方の予算要求で言いますと、委託費ということになっておりますので、つかみではなくて、積算をつくっております。それは、対財務省に要求する段階で、それをつくって要求するというところでございます。

増田主査 つかみではなくて、積算で積み上げているから、それで入札で価格設定というのは、可能は可能なんですね。

吉田課長補佐 企画競争をやる場合も、逆に幾らでやるというのをそこで公表しなければいけませんから、その段階で積み上げたものを一応つくっております。

増田主査 どうも話を聞いていると、当初の戦後の段階でいろいろ経緯があって、引き継いだものをずっとそのまま出していて、それで仕事をずっとやってきたような感じがしてしょうがない。今、新しく官の仕事の見直しをして、それで官民の競争入札にかけるなり、あと随意契約等で行ってきたものついて、全部見直しをして、できるだけ民の力を入れようと、そういう見直しになってきたときに、過去の経緯がこうなっているからというのは、理由にならなくて、それから国の仕事ですから、要人の関係とか、いろいろ皇室の関係の仕事もいろいろあるわけですがけれども、それを分解して、それできちんと民間の仕事としてやっても何にも問題のないようなものは全部そちらの方に移していくとか、そういうことが、今、求められているので、もっと業務の内容をきちんと整理する必要がある

んではないかと思います。

何か先生方の方であれば、いかがでしょうか。そろそろ時間もだんだん近づいてきているので、最後に、これだけは聞いておきたいとか、これだけは言っておきたいということがあれば、どうぞ。

課長さんからどうぞ。

渡邊課長 確かに御指摘のとおり、業務内容には、いろいろ多岐にわたる内容があって、かなり特殊な技術を要する業務もありますし、定型的な業務も勿論あるわけですけれども、従来はそれを一体的に一元的に国の行う直轄の事務と国民公園協会が行う業務というのがうまく連携しながら一体的に行うことで、安全面での確保なり、質の高い伝統を重んじて質の高い管理というのを何とか確保してきたということかなと考えておりました、勿論、民間の知恵を導入していくというメリットというのは否定するものではないんですけれども、そういう国民公園の特殊性を受けて、質の高い管理を今まで直轄の事務所と国民公園の連携で何とか維持をしてきた。

その国民公園協会の仕事の中には、いろいろ多岐にわたる業務が入っていますけれども、それを一体的にやることで、何とか質を保ってきたということかなと考えていて、企画競争という一つの新しいステップに19年度から踏み出して、そういう競争の仕組みも入れたということが、今までから少し変化したところだと思いますけれども、総合評価、価格面も含めた総合評価というのを導入していく上で、それが国民公園の管理業務になじんで質を維持していけるかどうかというところを、私たちの方としても慎重に考えていかなければいけないと思います。

増田主査 慎重にかつ大胆に考えるというのが大事ではないかと思うんですが、時間が来ましたので、よろしいですか。

先ほど御質問した関係で、にわかには調べないとわからない、にわかには返事できないということについては、また後日資料でお渡しいただければと思います。

それから、委員の先生方も、今日のヒアリングで時間の関係で御質問できなかった点がございましたら、事務局の方に連絡をくださるようお願いをしたいと思います。

いずれにしても、既に手を挙げている民間事業者が、今まで見ましてもいるわけですので、民間競争入札を積極的に取り入れて、今、言った民間の活用を進める方向で、是非大胆に検討をお願いしたいと思います。こちらの方は、こちらの方で、また引き続き検討したいと思います。

急遽代打ということで、渡邊課長さんにおいでいただきました。どうも御苦労様でございました。引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、皆さん、御苦労様でございました。

ここで、5分程度休憩を入れて、次の方のヒアリングに移りたいと思います。

(環境省自然環境局総務課関係者退室)

( 休 憩 )

( 環境省自然環境局国立公園課関係者入室 )

増田主査 それでは、お待たせいたしました。再開をいたします。

続きまして、国立公園ですね。こちらの関係に移りたいと思いますので、続いて環境省の自然環境局国立公園課の神田課長にお越しをいただいておりますので、国立公園関係施設の維持管理業務について、御説明お願いしたいというふうに思います。なお、説明時間は、同じく 15 分程度を予定をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

神田課長 国立公園課長の神田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料に従いまして、御説明をいたします。

まず、簡単に国立公園の制度について、御説明をさせていただきます。国立公園は公園という名が付いておりますけれども、いわゆる都市公園であるとか国営公園というものと違いがございます。土地の所有権、管理権を持たない、公園専用区域でない区域について、公園として管理をしていくという制度でございます。

1 枚目に書いてございますが、国立公園は我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地というものを土地の所有に関係なく、地域を定めて指定し、その資質を維持するために公用制限を実施する、規制行為を行うことで、その管理をするというのが、まず第 1 でございます。そういったことでございますので、環境省の所有する公園用地というのは、公園面積の 0.2 % 程度でございます。

1 枚めくっていただきまして、2 枚目の下、4 枚目のスライドでございます。そういったことを実現するために、公園計画制度というものを持ってございます。先ほど言いました、公園の資質を維持するために規制計画というのを持っておりまして、いわゆるゾーニングを行いまして、そのゾーニングに従って規制を行って、公園の質を維持するという管理をしてございます。

片方で、利用のための施設を誘導するというので、施設計画というものを持ってございます。この施設計画に沿って、国が整備する施設のみならず地方公共団体が整備する施設、民間事業者が行う施設を誘導していくという計画を立てると。それについて、管理をしていくという仕事がございます。

もう 1 枚めくっていただきます。3 枚目でございます。そういったことで、一言で国立公園の管理業務と申し上げますと、いわゆる営造物たる公園の管理とは、若干違う部分がございます。

現在、全国 7 ブロックに地方環境事務所がございまして、そのうちの国立公園・保全整備課及び現場に配置されております自然保護官が国立公園の管理業務に従事しておりますけれども、その管理業務の内容は、基本的には先ほど御紹介しました公園計



画の維持と申しますか、公園計画を見直したりするというような作業、そういったものを地元調整を行ってつくり上げていくというような作業がございます。それから、先ほど言いましたゾーニングに沿って、許可、認可というような手続をするという部分がございます。その次に、直轄で整備する利用施設の維持管理業務の企画立案、契約事務というようなものを行う業務がございます。そのほか、自然環境保全施策の企画立案ですとか、触れ合い行事の企画立案等々ございまして、専ら公物、施設等の管理を担当するという特別な職員は置いておるわけではございません。

1枚めくって4枚目でございます。スライドでいいますと7枚目でございます。「公園事業制度（国立公園事業の場合）」と書いたスライドをごらんください。先ほど、ちょっと触れましたけれども、国立公園の保護、または利用のための施設の整備というのは、公園計画に基づいて国立公園事業の執行として推進するわけでございますけれども、これは公園計画、それから大枠を決めます事業決定に基づいて、国は国立公園事業を執行するという部分でございます。地方公共団体も「同意」を得て執行するというようなことも、予定されております。それから、民間事業者が「認可」を受けて執行するというのが、かなりの部分を占めております。特に、採算がとれると申しますか、収益が見込めるといようなものについては、例えば、私ども宿舎と言っておりますけれども、ホテルですとか旅館ですとかというような事業に関しては、基本的には民間が「認可」を得て執行するというような仕組みを持っております。

そのうち、国が執行する自然公園等の事業、直轄公共事業でございますけれども、これにつきましては、国立公園における自然の触れ合いの場の整備、自然環境の保全のための事業ということで、実施しております。平成18年度に事業費77億7,000万円というような事業費ございまして、維持管理費は、これは他の公共事業に比べるとかなり低い率だと聞いておりますけれども、8.6億円ということでございます。下に主な整備対象メニューがございまして、整備対象区域は、基本的には特別保護地区というのは非常に重要な部分ということでございますけれども、重要な部分ですとか利用者の多い部分、それから集団施設地区という集中的に施設を整備する部分というようなところについて、環境省が直轄整備対象としておるということでございます。それ以外の地域については、基本的には民間あるいは地元、公共事業でございますね、地元が整備するというような形になってございます。自然公園等事業が公共事業になりましたのは、平成6年ということでございまして、それ以前は非公共ということで、かなり額も抑えられておりましたし、特に維持管理については非常に不足をしておりました、後でいろいろ御説明を申し上げますけれども、そのためにいろいろな工夫をしてきたというのが、私どもの関係する自然公園事業の管理の分野でございます。

その次に、施設の例として写真で御紹介を申し上げます。それから、その下に土地の部分でございますけれども「国立公園における関係する所管施設等」の中の土地でございます。これについては、先ほど公園の中の0.2%だと申し上げましたけれども、具体

的に申し上げますと、保護のための用地、これは特別地区等で基本的には民間の土地について、保護のために買い上げた土地が主でございますけれども、3600ha 余り。それから、利用用地、これは整備するための用地として管理しているものでございますけれども、これは 1000ha 余りという部分が内訳となっております。公園施設については、先ほどから御紹介しているとおりでございます。

もう一枚めくっていただきまして、6 枚目、11 枚目のスライドになります。「国立公園地域の管理の特徴」でございます。これは繰り返しになります。整理という形で御理解いただきたいと思っておりますけれども、国立公園自体は営造物ではなくて、地域を定めて指定し、当該地域内の公用制限を課すことにより、その保全を図る仕組み。言わば、国立公園制度というのは、都市計画制度に似ている、相当するような制度だというふうに考えられるのではないかと思います。

環境省で国立公園管理、上のような意味で国立公園管理に従事し得る現地職員というのは、全国 28 国立公園ございますけれども 265 名ということでございます。業務の大半は、先ほど御紹介したとおりでございます。直轄施設等の管理に従事する職員、専らそれに従事する職員として配置されている人間はございません。

このような公園制度を私どもは地域制自然公園と言っておりますけれども、このような我が国の国立公園においては、国だけではなくて、地域の多様な主体との協働による公園管理の推進が基本。さまざまな面で地元と連携協力してきておりますし、今後ともそれが大きな課題であるというふうに考えております。

次に、その下でございます。「国立公園施設（公物）の管理の特徴」という点でございます。国立公園の施設整備の維持管理費が不十分と、私どもそういうふうに考えていますけれども、かつては実質的にはゼロという時代もございます。それから、施設管理を専ら担当する職員というものもございません。このため、受益者負担の考え方から駐車場利用者から徴収する協力金、あるいは地元の関係団体からの資金の拠出をいただきまして、中心的な施設となりますビジターセンター等の施設管理を充実させてきたというような経緯がございます。その下に内訳と申しますか、環境省が維持管理費として持っているのが約 8 億。この後で御説明いたしますけれども、自然公園財団の施設利用・環境整備協力費等の資金が 9 億近くですか。それから、これも後で御説明いたしますが、各種運営協議会等地元での負担金の総額が約 1.4 億円。それから、これは自然公園財団に限る話でございますけれども、都道府県等からの請負費として 0.8 億円余りの額が管理に利用されている費用というものの、粗々の数字でございます。

次に 13 枚目のスライドでございますけれども「国立公園施設（公物）の管理の現状」でございます。ここにまとめて書きました。これそれぞれについて、後で御説明を申し上げます。まず 1 つとして、自然公園財団による管理。これは利用者の協力金と国費を当てるといふ仕組みでございます。それから、（2）運営協議会方式による管理。これは地元自治体・民間団体の負担金、それに国費というパターンでございます。それから、（3）市

町村等地元団体による管理。これは地元自治体・民間団体の費用に国費を当てるというものでございます。それから（４）に環境省維持管理費による管理。これは全額を国費でやるものでございますけれども、これは公衆トイレ等非常に限定的なものになってございます。次に、今、挙げました４つのうちの１番目「（財）自然公園財団による公園施設管理」について、御説明をいたします。

これにつきましては、公園の維持管理費が極端に不足していた時代、昭和４０年代、非常に利用者が増大して、ごみの散乱等大きな問題のある中で、利用者負担を取り入れるというようなことで、でき上がった仕組みでございます。国立公園の利用拠点となる地区において、国・地方自治体が整備した駐車場の利用者から協力金を徴収して、これを当該地域に存する公共施設の維持管理や周辺の美化清掃の環境保全活動に充当しているというものでございます。現在、全国２０支部において活動を実施しております。自然公園財団の本部職員が１１名、支部職員が１０名、臨時職員約１８０名で行っている事業でございます。

１５ページに、その「（財）自然公園財団による公園施設管理」の具体的な内容を書いてございます。

ここは、ちょっと簡単に省略いたしまして、その下「（財）自然公園財団による公園施設管理の特徴」でございます。自然公園財団は、受益者負担による公園管理の充実の考え方の下に国、都道府県、民間等による基本財産の拠出により基金を創設し、各地区での事業展開を実施することを前提に組織されたものでございます。

国の施設だけではなくて、都道府県等の施設も管理しておりまして、これらの施設で得られている収益（協力費）につきましては、プールして、設置主体にかかわらず、対象地域の各施設の維持管理及び周辺地域の環境保全活動に充当しているというような仕組みでございます。

それから、次に「運営協議会方式による公園施設管理」でございます。これも、国による管理運営費の不足を充当するための方式の１つでございますけれども、ビジターセンター等の管理運営を行うために環境省、地方公共団体、地元民間団体が運営協議会を組織いたします。

この協議会において、ビジターセンターの運営方法を検討して、必要となるサービスを提供する。そのために必要な費用については、それぞれが分担をする。施設の基礎的な部分、光熱水費、清掃費等については環境省が分担をする。その他の運営費については、それぞれ協議会メンバーが分担しているというような仕組みでございます。

「運営協議会方式による公園施設管理の特徴」でございますけれども、運営協議会方式により、管理運営を実施しているビジターセンターについては、総じて言えば管理運営経費の約４割を地元自治体・民間団体が、直接に管理運営費として負担していただいているということでございます。当然、環境省につきましても、運営協議会の構成員として基礎的部分の維持管理費を拠出するというところでございます。

なお、国立公園施設につきましては、その整備または維持管理につきまして、地方公共

団体や地元企業からの負担金を取るという仕組みを現在、持っておりません。そういう公共事業がほとんどだろうと聞いておりますけれども、そういう仕組みを持っておりませんが、この運営協議会方式が実質的にそういった負担金に相当しているというふうに考えております。

次をめぐっていただきまして、以上、御説明しました各施設、直轄施設の維持管理のパターンを一つ、ビジターセンター、トイレと並べて、それをどういう形でやっているかということを中心に簡単に模式化したものでございます。

図の左側部分、財団による管理ということで、駐車場による協力金を地区連絡協議会の議論の下にその用途を決めて、ビジターセンター、トイレの清掃等々に回しているというような形でございます。

ビジターセンターにつきましては、運営協議会というのをつくって、そこに地元の町ですとか観光協会等から分担をいただいて、そのビジターセンターの運営管理に当てるといような仕組みがございます。勿論、環境省につきましては、それぞれの施設の基本的部分について、資金の負担をしているというような形をとってございます。

最後に「その他の方式による施設管理」の例でございます。市町村に無償で管理を委託している例もございます。これは、野営場などで国有財産の使用許可をした上で、利用料金を徴収している例が一般的でございますけれども、国費は一切拠出せずに、使用許可を受けたものが管理をするというようなパターン。それから、これは非常に例が少なく限定的なんですけれども、環境省が維持管理費を全額負担している公衆トイレ等の、これは一般競争による請負契約という形で実施している例がございます。

最後には、国立公園管理全体について、今、私ども課題として考えることでございまして、今、いろいろ御説明しましたように、国立公園というのは、地域のいろいろな関係者の協働の基に成り立っているという事業でございますので、今後ともそれを発展させていく。今後は、より広くNPO、CSR活動なども取り入れて維持管理をしていかなければいけないというようなことを考えておるといことでございます。

それで、国立公園の施設の管理に当たっての「市場化テスト」の導入についての考え方でございますけれども、国立公園は再三申し上げているとおり、各国・自治体、それから民間のそれぞれの分担の下に成り立っている制度でございますので、民間がその力を発揮していただいて、そのサービスを向上していただく分については、前向きに検討していきたいというふうに考えておりますが、先ほど来、御説明しておりますように、私どもの直轄施設の維持管理の原資というものが、非常に厳しい状態でございます。これについては利用者の負担をいただく仕組みを設けたり、それから自治体もしくは地元の関係団体、事業者も含めて、そういうところからの負担もいただながら、何とかしているという仕組みでございまして、なかなか即「市場化テスト」というものになじむのは、なかなか思い付かないというのが、正直なところでございます。

そういう中で、一部全額国費というのも若干ございますので、その中で精査をしていっ

て、そういった「市場化テスト」が適当なものがあるのか、ないのか、更に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、私からの御説明でございます。

増田主査 それでは、委員の皆さん方の方から御質問等があれば、お願いします。

逢見さん、どうぞ。

逢見副主査 10 ページのところ「国立公園における環境省所管施設等」というのがあって、土地が保護用地、利用用地、1,062 ha のうち、どういうふうに見るんですか、印の集団施設地区 10,161ha というのは、その上の 1,009 とどういうふうに見るんですか。

神田課長 これは、制度の御説明をしなければいけません、集団施設地区 121 地区というのは、公園計画上の名称でございます、集団施設地区は公有地、民有地、国有地に限らず指定することが可能でございます。そういったものを全部足し合わせると、全国で 121 地区でございます。その中で、環境省が所管する土地の面積が 1,009 ha。

逢見副主査 その 1,009 ha の中に、いろんな施設を持っているということですね。

神田課長 概して言えば、そういうことでございます。

逢見副主査 何で環境省が集団施設地区を持つ必要があるんですか。民間でもいいんじゃないかと感じますけれども、つまり、10,161 のうち、わずか 1,009 でしょう。その残りは環境省が所管していない土地ということですね。

神田課長 そういうことです。

逢見福主査 環境省が所管しなければいけないという何か区分けというのはあるんですか。

神田課長 お答えなるかどうかあれなんですけれども、まずは所管地というのは、直轄施設が乗っかっている土地と申しますか、土地は所管施設でございますので、更地として持っているというのが、線切りであるということでは、まずございませぬが、やはり基幹的な施設について、非採算の部分について、拠点を積極的に整備するという政策の下に、やはりそういう整備用地が必要であると、それをできるだけ集団に整備するという地区の中に持つという方針がございまして、古くは国有林からの所管替えという形で、国有林の中で、いわゆる森林ではないようなところ、既開発地のようなどころについては、所管替えをして持ったというのが非常に多うございます。施業用の土地ではない、しかし国立公園に指定されて、その施設に適地であるというような土地に関しては、一括して国有林から当時の厚生省に所管替えしたという歴史がまずございまして、その後に必要な施設を整備する上で、必要なところについては、場合によっては所管替えし、場合によっては買収するというようなことで、近年は少しずつ増えてございますけれども、ベースは割合がちょっとわかりませんが、国有林からの所管替えの土地だというふうに理解しております。

逢見副主査 最初の説明で、別に土地の保有にかかわらず、民間が持っているように、国が持っているように、国立公園に指定して、自然風景地の維持のために国立公園法というのがある。ですから、民間が持っている土地であっても、いろんな制約、管理を受けている

わけです。

そうすると、環境省が所管して、しかもそこにいろんな利用施設があるというのは、もし、民間が手を挙げて欲しい、買いたいといったら売ってもいいんじゃないかという感じがするんですが、そういうことはやらないんですか。

神田課長 基本的には、おっしゃるとおり、民間の土地であっても、何らかのコントロールをかけつつやる。ただ、私権がございますので、どうしても限界がございます。

そういった中で、例えば持っている土地について書いてございますけれども、まず、特別保護地区みたいに保護のために非常に重要だということについては、やはり国が持つという方針でもってやっているところです。

それから、利用施設であっても、集団施設というのは、一番国立公園の中でも核心的な利用地といたしますか、理想的な利用地といたしますか、利用環境を維持しながら、自然環境を維持しながら施設の内容、出すサービスについても、ある一定水準は確保すべしというような考え方で、積極的な集団施設地区については所管替えを受け、それに対して土地管理権を基に、いわゆる公用制限の範囲を超える、もう一步踏み出した良質な公園整備をするというような考え方が片方であったということだと思います。

歴史的にスタートで2つの考え方がございまして、御案内のように、アメリカのような営造物的な国立公園が第1にできた。我が国の場合は、どうしてもそういう場所ばかりではなくて、その他の土地利用との調整をしてやらなければいけない。

ただ、やはり理想として持つ部分がございます。例えば集団施設地区については、そういう営造物化を図ろうというような考え方が基本にあったということは間違いなことだと思います。

特に、戦前から昭和32年までは国立公園法という法律でございましたけれども、この法律では、明確に国有化を図るといいますか、そういう方向が書いてございまして、自然公園法では、そういう方向がなくなっているんですけれども、そういう流れを受けて、やはりより強力な公園づくりをめり張りを付けて実現していこうというような考え方の下に所管地を持ってきたと理解しております。

小澤専門委員 ちょっとイメージがわからないので、具体的な例を挙げていただいた方が理解しやすいかなと思います。

神田課長 例えば上高地の河童橋周辺というのは、環境省の所管地でございます。施設のあるところは所管地でございますけれども、その周りの森は国有林のままでございます。

環境省の所管地については、宿泊施設が点在して、かなりその土地管理権に基づくかなりの厳しい規制の下に、高さの制限ですとか、色の制限だとか、収容力の制限までして管理しているというのが、その場所でございます。

では、そうではないところということと言いますと、例えば志賀高原というところがありますけれども、志賀高原のスキー場がある周辺、そこは基本的には民有地でございますけれども、あそこについては自然公園規制及び、あそこは共有地でございまして、共有地

の方が独自の自主規制みたいなものを持っていて、ある程度の建物の統制をしている。勿論、自然公園をバックにして、統制をしているというのが、例えば志賀高原の例という、ちょっと有名なところですよ。

小澤専門委員 結果として、それで何が変わるんですか。

神田課長 やはり民有地の場合は、規制はかけますけれども、ある程度私権の制限が可能な範囲内ということですので、全く公園目的以外のものを排除するということは、基本的にはできません。特別保護地区の場合はできるんですけども、そうではない場所であれば、例えば住宅を建てたい、倉庫をつくりたいということであれば、ある一定の範囲内で認めざるを得ないという仕組みになっております。勿論、規模とか色彩とか形とかというのは制約をかけるんですけども、そこにつくらせないというのは、かなり厳しゅうございます。要するに自然性の高い部分、尾瀬とか、そういうところはちょっと別ですけども、箱根とか、箱根はほとんど民有地だと思いますけれども、あそこも国立公園ですが、ああいうところについて、ゼロとか非常に限定的にするということが、私権との制約でどうしても限界がございまして。それを専用地であれば、基本的には権利が生じないわけですから、必要に応じて公園利用の施設であれば使用許可する、認める。しかし、その用が終わったら出て行っていただくということも可能ですので、その辺の違いは、まずあるかなと思います。

高崎専門委員 ちょっと驚いたことが1つありまして、スライドで行くと13枚目ですか、非常に維持管理に関する予算が少ないですね。国もそうですし、しかもそれは4つの管理体制で運営されていて、しかも地元へ依頼するというか、お願いするというのも非常に大きい。

やはり負担するところは発言権があるから、発注業務をそこからいろいろ出ていくだろうし、予算は国の方からいろいろ出ていくだろうし、全体の予算が少ない、それから4つに分かれている、しかも地元の寄附的な行為とか負担金、国、何か発注元は非常に数が多いとともに、一つひとつが小さいですね。今のところはそう見えるんですけども、それで、今は民間に委託しようとしたときに、あるいは既に一部の仕様発注的なものについては、委託しておられるのかもしれませんが、これをうまく包括的にやろうとすれば、何が問題なのか、何かお考えのことがありましたら、教えていただきたいんですけども。

神田課長 まさに先生がおっしゃったとおりでございまして、小さなロットがいっぱい集まってきていて、その一つの施設を管理運営するための資金の元がたくさんあるものですから、機械的に割り切れないといいますか、やはりまだ全額が少ないものですから、理想的な管理運営の積上げで発注するということは正直非常に難しく、逆に集まった額の中で、どこまでやっていただくかというような、そういう発想をせざるを得ない。本来ならば、この施設であれば、これだけのサービスが必要。それに対する業務の積上げがあって、それについて積算があってということになると思うんですが、実際に集めてくる先のところも大変楽ではない、現在、特に厳しいわけで、その中でも、やはり地域の施設であ

るから、それからお客さんに出すサービス、施設として地域にとっても利益がある、役に立つということで、何とか出していると思いますが、総額がないものですから、理想的な額の発注ができていない、正直言うと、そういうことかなと思います。施設設置者としては、大変何とも言い難いところがあるんですけども、現実には、そういうことでございます。

本当に非公共事業予算の時代は維持管理費は公共事業のような付き方をしておりませんでしたので、ゼロに近く全くボランティアなり、地元の協力なしでは成り立ってこなかったという歴史がございます。

平成6年から公共事業になって、何がしかの維持管理費を付けていただいて、大変その分サービスの向上をしてきていると思いますけれども、一般的に申し上げますと、先ほど言いましたように、理想的な管理運営を考え、発注するには余りにも少ない。では、少ないから皆さんに出していただけるかということになると、それは現実に難しいかと思っております。

高崎専門委員 外国から何百万人かの観光客を呼ぶとか、環境をこれだけ大事にしようかという時代に、国民の1人として考えると、これでいいのかなという感じがします。

例えば、外国の、今、入園料を取っているという、ちょっと話がずれるかもしれないですけども、国立公園はあるんですか。

神田課長 営造物の形を取っている国立公園ですと、入園料を取るのが一般的かと思えます。

我が国の国立公園にも入園料というような検討も古くから何度もしているんですけども、やはり土地の所有権といいますか、そういうものがない中で、入園料という形は、やはり無理だろうということで、それでそれに変わる方法としては何かないかということで、今、やっているのが、先ほど少し御説明いたしました協力金であり、駐車場の利用者から協力を得ることによって、実質入園料的な使い方ができないかといって、54年に発足したのが、まさに自然公園財団のやり方でもございましたけれども、それにしても、それができるところが、全国すべてその方向でできるわけではないのは、先ほど何方式も言ったのは、そういうことでございます。1つの方法で全部できるならば、全部やっているんですけども、それだけの協力金が地域の施設管理に回せない地域においては、そういう方法が取れませんので、そのほか、いろいろな方法を取ってやってきているという現状でございます。

入園料というのが、何度も検討してきたんですけども、やはり我が国の制度の場合は、難しかりょうというのが専門家の検討の結果で、これは昭和51年に検討をいただいて、その1つのアウトプットが協力金制度だったという歴史を持っています。審議会の部会で御審議いただいて、入園料の取り方といいますか、取れないかというようなことを検討してきたんですけども、その結果、入園料はちょっと難しいけれども、協力金というものを地域の施設管理に当てるといふ方式は考えられるのではないかというようなものがございま



す。

高崎専門委員 私も入園料は取りたくないと思うんですけども、要は国立公園としての維持管理をしなければいけない。それに民間が興味を示し、かつ民間の技術力とかノウハウが使えるという市場ができるかどうかということが、この委員会の問題だと思うんですけども、それもちょっとお聞きしたかったなと思っているんです。

民間の目から見たときに、どういう魅力を感じるのか、それは清掃業務とか、個別の小さいものは別にして、ある程度まとまった形で、包括的に事業に乗り出そうかという民間が、やはり目標とか魅力を感じないと出てこないと思うんです。出てこない、国民に対する還元もできないし、国の公園の管理技術に対する、これからの技術の維持とか、管理要員は百何十人ですか、これはまた28か所もある割には少ないなと思ったんですけども、そういう人たちも削減されていくんでしょうから、そこを代行してやっていく、民間も育たないだろうという感じがして、ちょっと心配だなという感じがしたんです。

今でも民間には、小さい仕事ながらも大分委託はしておられるんですか。

神田課長 トイレの清掃ですとか、そういったものに関しては出しておりますしね。

高崎専門委員 自然公園財団は年間の予算が12~13億円ですか。12億8,000万ですか。このほとんどは民間のどこかに行くわけですか。

神田課長 これは、直営事業です。それぞれ20支部ございますから、それぞれの地区で、それぞれの施設を一括して管理するものに当てているということです。

高崎専門委員 自分で人を抱えて、その人たちがやっているわけですね。

神田課長 はい。

高崎専門委員 自然公園財団がやらなければいかぬという理由というのはあるんですか。

神田課長 先ほど来、話している協力金を取って行う団体として、その活動をしているというところなんです。そのために、地方公共団体、それから民間、それから国の拠出でできた団体でございますけれども。

増田主査 国の直轄で幾つかやっている中で、いわゆるハコモノ的なものというのは、やはりビジターセンターが中心になるわけですね。

神田課長 そうですね。

増田主査 あとは、さっきの資料を見ていると、駐車場があって、それから登山道とか、野営、キャンプ地、一部公衆便所、トイレ。

神田課長 公衆便所はかなりございます。

増田主査 これは、ほとんど直轄でしょうか。

神田課長 財団の事業地のものについては、その財団の枠組みの中、それから地域協議会の中の枠組みのものは地域協議会。それから外れているところは直轄でやらざるを得ないといえますか、そういう形でやっているという格好です。

増田主査 直轄のビジターセンターというのも結構ありますか。

則久課長補佐 38か所。いずれも自然公園財団、もしくは運営協議会が中心になってい

るところでございます。

増田主査 直轄のビジターセンターだけでも、例えば自然公園財団が、建設のときは直轄で全部で金を出しているわけですか。

則久課長補佐 公共事業ですので、建設は一般競争入札で出しています。

増田主査 その維持管理は、そっちの財団の方に。

則久課長補佐 財団がやっているところと、協議会方式という任意の協議会がやっているところと、大きくは2つです。それ以外のものも、確かに幾つかあります。

増田主査 直轄でやっているということはないわけですか。

則久課長補佐 直轄の管理は行っておりません。ですから、ビジターセンターに勤めている職員も自然公園財団の職員だったり、もしくは地元の町から人を出していただいて、町の職員がそこにいたりとか。

増田主査 維持管理には、さっきのお話のように、協力金方式で、駐車場の利用料がその中に混ざって入っているわけですか。

則久課長補佐 はい。運営協議会方式ですと、その光熱費とか清掃費は環境省なんです、それ以外の、まさにそこに勤めている方のお給料ですとかは、運営協議会に地元が出していたお金が原資になっているといったケースが結構あります。

これは、たしか協議会がないビジターセンターもあるんですが、その場合でも国費以外に地元の町がまとまって何百万円か出してくれていて、一緒にやっているというケースもあったりしまして、なかなか100%国費のビジターセンターというのは、見当たらない状態なんです。

神田課長 逆に国費100%で管理するビジターセンターの新設は認められないので、やはり何らかの協力体制があるところにビジターが整備されている、それが条件になっているということがございます。要するに全て国費で見ると、大変な額になりますのでね。それは、なかなかハードルが高うございます。

そういったことなので、ビジターの運営、勿論、環境省の直轄として、基本的なところは環境省の方針でございますけれども、細かなサービスをどこまでやるかとか、どういうことをやるかについては、協議会とか地元の意見を聞いて動かすという形に当然なるということでございます。

増田主査 自然公園財団に委託しなければならない理由というのは、なかなかよくわからないんですけれども、さっきの駐車場の協力金、駐車場料金ですが、それを徴収する仕組みとして財団ができ上がってきたわけですか。協力金を取る、よく山の方の駐車場に行くと職員がいますから、ああいうのが財団職員になっています。必ずしも財団ではなくてもいいんですね。地元の公共団体に委託して、それでその人に取ってもらって、金を集めてもらうとか、そのところの、さっきの協議会方式みたいな話があれば、そういうところは、取るのは協議会の人がやっているんですか。

神田課長 協力金を取るのは、あくまで財団の枠組みの中でやっています。

逢見副主査 それは、そうしなければいけないんですか。

則久課長補佐 その地区における協力金を集めるのは駐車場にして、その駐車場は国だけではなくて、都道府県が設置したものなんかもたくさんございます。

その地区の国もしくは都道府県が設置したような駐車場の利用者から協力金をもらおうということで、自然公園財団自身に関係都道府県からも出資をしていただいて、その地区に支部を置くという形で合意形成をされて、導入されてきている経緯がある。

かつ、国だけではなくて、場合によっては県の駐車場しかないところもあるんですが、県の駐車場の協力金から上がった収益というのが、結局、国のビジターセンターにも回ってきたりとか、周辺の美化清掃に回っていたり、これは逆のケースもありますけれども、そういった形で、割と設置主体の垣根を超えて、この地区全体で使われる仕組みとして回っているという形の中で、自然公園財団事業というのは、だんだん広がってきているという状況になります。

神田課長 先ほど御指摘のあった、まさに入園料的なものに近いことを実現しようということで、今、説明したように、いろんな主体の施設もまとめて管理する枠組み団体として、この公益法人が存在しているといえますか、勿論、地域がノーという場合は入らないわけなんですけど、あくまでも地域で合意がされて、かつ出資をいただいた場合に入っているという格好になっております。

逢見副主査 ただ、財団といっても、別に全国的に入ってきた金をプールして再分配するというのではなくて、地域ごとに完結しているんでしょう。

神田課長 一応、そうです。ただ、地元には8割ぐらい。

則久課長補佐 85%ぐらいは地元に戻元されていて、残りは全国をプールして、本部の経費ですとか、それから年によって大型の除雪機が必要な支部とかがあったりします。年によって特別な支出が必要な支部にプールした資金が回るといって、ある意味、一種の保険的な機能というか、そんなのもあると思います。

逢見副主査 協力金は必ず財団を通さなければいけない。協力金を取る方式を取る場合は、必ず財団を。

神田課長 そうですね。法的にどうかと言われると、そこはいろんな形があり得るかもしれませんが、少なくとも、その収益を公物管理に反映させる仕組みは別途考えていかなければいけないのかなと思います。

増田主査 今のお話だと、地元には8割ぐらいいるけれども、一応、基本的には全国プールして、特別な財政事情があるときにプールする部分と、あと本部経費とか、使途が多分、大きな財団ででき上がっているだろうし、本部経費は当然必要なんだろうけれども、そういうところと、地元の資金で、駐車場の維持管理だけではなくて、ほかのいろんな施設に回しているんでしょうけれども、そういった施設ごとに、どういう金が入っているかというのは、一応、外部にオープンにされて明確化されているんですか。

則久課長補佐 それはしていると思います。

神田課長 地区ごとに財団の協議会というのを。

則久課長補佐 地区連絡協議会というのが地区ごとにありまして、その支部で、この支部では、今年度、こういう活動をしようとか、事業をしようというのは、それは都道府県市町村、地元はみんな入っていただいているんですが、これで、一応、合意形成はしているという形になっているんです。

増田主査 駐車場の料金なんかは、近場に県営のある場合と、それからそちらがある場合となると、そっちの方がいろんなほかの経費を見ているから高くなるわけですね。

則久課長補佐 そこは、たしか普通車ですと、全国 410 円で統一してやっております。

増田主査 通常の場合よりは高くなりますね。

則久課長補佐 はい。

増田主査 その差額について、どういうふうに地元で落ちているかというのは、わかるようになっているんですか。

則久課長補佐 それは協力金という形なので、この財団の施設管理の部分以外の周辺美化清掃とかで、幾ら何人動いていますよというのは、ちゃんと数字を出しているんだと思います。

神田課長 出しています。地元のいろいろな経費、イベント経費に、もし利用上適切なものがあれば、そういうものを出すとか、それはある程度裁量の部分は、地域の協議会の中でありまして、その辺は地域の意見を聞きながら融通性をもってやっている。

当然、どかっと大きなものが、もし特定地域に使われる場合は、当然、それも議論になってといいますか、それもわかった上で、皆さん使うという格好になっています。

勿論、本部の方も当然本部の方の評議委員会、理事会でそういった内容については示してやっているということでございます。

増田主査 要は、自然公園財団の方で、また、民間と契約したりして、いろいろ仕事を出しているわけでしょう。

神田課長 基本的には、地域管理、施設管理は直営です。

増田主査 コストなんかは、全部そういう形で、幾らが何にかかっているかというのは、なかなか個別には明確にわからないような形になっているのではないかな。

何でこんなことを聞いているかということ、私も前に知事をやっていたときに、地元駐車場があって、随分地元の人たちから高いとかいう苦情が県の方にも寄せられて、それは協力金を取っているから、多分高いは高いんですけども、当然それであれをやっているわけですけども、県との差で、県の方ですと、基本的にああいう地域はただであったり、道路管理者と話をして、ただでしたり、あるいはもっと通常の他のベースでいうと安くなるんですけども、それとの差をなかなか説明し切れない、聞いたけれども、よくわからなかったんですけども、担当者同士の話なので、別にそこでどうのこうのという話ではなくて、やはりそういう中で本当にコスト削減がどの程度なされているとか、あるいは、今、お話になったように、私は一部は直轄ではなくて民間を使って、全部財団で直轄でや

っておられるのではなくて、一部民間に外注しているのではないかと思ったんですが、仮に直轄なら直轄していても、それが民間とのコスト比較で、そちらの方が有利かどうかというのが明らかになっていないと、本当はだめなんだと思うんです。過去どうだったかという問題もありますが、今後は、それが明らかになっていないと、あくまでも徴収できないですから、事実上は強制徴収の中で取っているから、やはりそうしないと、なかなか国民から支持されないんじゃないかと思うんです。そこを明らかにしておかないとね。それで、最低限のコストで全部でやっているのかどうかとかね。

神田課長 御指摘のとおりだと思います。協力金をいただいている以上、いつも責任があって、地区の協議会においても料金の話というのは、いつも話題になっていて、いつもその説明をされているというふうに聞いております。大体用途がこうです。これはあの施設のこういう用途に使われています。例えばビジターセンターであれば、こういうサービスが付加的にできています。利用者からこんな評判がありますというような、そんな説明をしているのを私も聞いたことがありますし、おっしゃるとおり、オープンにする説明責任というのが、引き続き大きな課題であろうと思います。

増田主査 併せて、コストを削減するという意味で、民間の人たちを使った方が有利な場合というのが、やはりあるのではないですかね。仕事の内容にもよると思うんですけれどもね。

神田課長 そういう観点も重要だと思いますが、ただ、財団の事業地はかなり遠隔地であったり、例えば八幡平は御案内のとおり場所ですので、全くあそこに拠点のない人が、同じことをやる時には、ちょっと苦労されるだろうなという感じはいたします。全く施設がない、通常の拠点となるものがなくて、八幡平の場合は、基本的には公園施設中心で、非常に公園らしい公園なので、逆に事業所みたいなものが全くないわけです。

そうすると、そういう意味では、そういう条件整備がないといいますが、そういうふうに不利があるのかなという感じはいたしております。国立公園の場合は、やはり山岳地とか、そういうところが多いものですから、なかなか効率性が難しいのかなと想像しておりますけれども、観点としては重要な観点かなというふうに思います。

増田主査 契約の出し方というか、一本化するとか、分けているところの業務ごとに包括化するとか、何かやり方をいろいろ考える必要があるんですかね。要は、財団自身は、多分全国で一律のあれで、多分一律の仕様でやっているのではないかと思うんですけれども、今、多分問題になっているのは、そういうところではないかと思うんです。

かなりの数、それからいろいろ支部があって、それからかなりの数の施設とかがあから、全国で一様では決していないと思います。

高崎専門委員 国定公園、これは都道府県知事の申し出によって、環境大臣が指定するわけですね。これの運営維持管理については、環境省の関わり方というのは、どういうふうに。

神田課長 基本的には、国が関わらないということ。

高崎専門委員 県辺りが予算を取って独自にやっているということで、そういう形で、全く国定公園に関する情報はつかんでおられない。

神田課長 整備に関しては、交付金という形で、全体の中で国定公園も含めて必要な整備をしていただくという交付金の制度はございますが、その中身について、こちらがどうこう言うという仕組みにはなっていない。あくまでも交付金でございますので、都道府県の方で適切な計画を立ててやっていただくということだと思います。

高崎専門委員 その中で、運営維持管理費にどれだけ使われているかということとはわからないわけですね。

神田課長 それは、都道府県がどのくらい使っているかということですか。

高崎専門委員 交付金の中からでもいいし、都道府県の全体でも。

神田課長 維持管理費はゼロです。あくまで整備に対してだけです。維持管理費はあくまで国立公園の直轄施設、環境省のつくった施設に対して、環境省が維持管理費用の予算がありますけれども、交付金に関しては、あくまで整備に関する交付金でございます。

増田主査 わかりました。どうぞ。

小澤専門委員 1つだけ確認させていただきたいんですけれども、管理体制には、4種類あって、それぞれの資金の負担割合というのがあれだったんですけれども、このやり方というのは、施設を整備するときは、これに対応しているという理解でよろしいですか。その整備は全く別につくられているんですか。

神田課長 別です。整備はあくまで国が直轄でやる。

小澤専門委員 施設を保有しているのは、すべて環境省。

神田課長 そうです。財産的には環境省です。

小澤専門委員 財産管理は環境省がしているということですね。

神田課長 それは、国有財産法上はそうなるのかもしれませんが。

小澤専門委員 管理者責任は環境省が持っているという理解でいいんですか。

神田課長 基本的には、そうなると思います。ですので、基本的な部分、施設の光熱費とか、そういう部分については、先ほど御説明のとおり、その分は払うんですけれども、本来、それが果たすべき機能の部分といいますか、ビジターセンターであれば、建物があって、人が入るだけではなくて、そこでサービスが提供されなければいけない。利用者に対する案内、解説というような、それからいろんな自然解説の企画とか、そういうものがないと、実は意味のない箱になってしまいますので、その部分は基本的には、こういった国費以外の部分でやっているというのが現状でございます。そのために、いろいろな協議会をつくり、財団がそこで活躍する余地があるんだと思います。

小澤専門委員 そうすると、管理のための費用の負担割合は、多分実際にどういう管理をするかというところに、物すごく影響していると思うんですけれども、万が一何かあったときの管理者責任を問われるときには、最終的には環境省が負わなければいけないと。

神田課長 そういう根源的な財産管理者はだれだと。

小澤専門委員 そうなり得るということですね。もし、そうだとすると、管理者として責任を果たすための何らかのモニタリングとかチェックとか、何か不安になられるんではないかなと思うんですけども、そのための状況を把握したり、あるいは将来のために何か手を打つなんていうことは、少しは考えておられますか。

神田課長 確かに細々といたしますか、割と小さめに育ってきた直轄施設で、極論すれば、例外的にやってきたという部分が実はあって、それがやはり公共事業化になり、かつ三位一体でかなり主体的な部分を環境省がやるようになってきたというのが、まさに今、そういう時代にございまして、その辺の仕組み、管理運営の設置者としての責任をどういう制度でやっていくかというのは、今、まさに模索中でございます。

これまで、説明したのは、まさに実際にこうやってきましたという現実の話でございます。何が一番理想的なのかというのは、今、勉強している最中だというのが正直なところでございます。

小澤専門委員 そうすると、今の管理の現状については、やはり少し問題があると、課題が多いという認識でおられて、これをそもそも施設設置者としての責任、それを管理する責任を果たすために、少しどうすればいいかということを考えているところであるという理解でよろしいんですか。

神田課長 そのとおりでございます。

小澤専門委員 わかりました。

増田主査 どうも御苦労様でした。ちょうど時間が来ましたので、多分維持管理の予算が大分足りないのは事実なわけで、せっかく大事な地域にあるものですから、その維持管理を今後きちんと行っていくという必要があるんですが、そのために、国費でも今のこういう事情ですと、なかなか財政当局も費用負担が難しいと思いますから、関係者、地元自治体ですとか、協力金制度として利用者からいろいろと費用負担をしていく仕組みというのは、まさにそういう仕組み自体は必要だろうし、今後も有効だろうと思うんですけども、やはりそれを維持していく、今後もそういうやり方をしていくという上で、それぞれの関係者に今のそのやり方で、しかも、それぞれが一番最少の負担だということがわからないと、多分その制度自身が維持できなくなってくるのではないかと思うので、特に利用者ですとか、そういったところに、今、言ったようなことが、先ほど少しお話がありましたけれども、説明できるような透明さというのが求められたということで、自然公園財団を通す仕組み、多分制度的には、必ずしもそうではなくても、違う仕組みができるはずですから、多分そこをやるのが何で必然性あるのかというのは、よほどわからないとだめだし、逆にそこが十分説明できないときに、やはり違うやり方を考えていかなければいけないのではないかと思うんです。

ですから、そういったこと、今のやり方の抱えている問題点のようなことを、よくまたそちらの方でも整理していただいて、それでまた今後に向けての議論につなげていければなと思っていますので、こちらはこちらで、またいろいろ考えたいと思いますが、そちら

の方でもまた御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、委員の皆様方に対してですが、本日のヒアリングで御質問できなかった点がございましたら、事務局の方に御連絡をいただきたいと思ひます。

環境省の皆さん方には、今、申し上げましたような点も含めて、今後もフォローアップをしていきたいと思ひますので、引き続き検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、神田課長さんと、先ほど来、渡邊課長さんにも御同席いただいておりますけれども、どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の公物管理分科会の方は、これで終了といたしたいと思ひます。次回の日程につきましては、事務局から改めて御連絡をいたします。

本日は、どうも御苦勞様でございました。